

会長の選任について

近畿地方年金記録訂正審議会 委員名簿

平成 31 年 4 月 10 日現在

粟飯原 利孝	社会保険労務士
東 尚吾	弁護士
伊月 圭子	税理士、社会保険労務士
井上 高和	弁護士
今中 邦雄	社会保険労務士
井村 佐都美	社会保険労務士
大串 恵子	税理士、社会保険労務士
大野 潤	弁護士
小倉 ひろみ	行政書士
小牧 美江	司法書士
震明 裕子	社会保険労務士
鈴木 哲	行政書士
田中 雅子	行政書士
野田 貴浩	弁護士
濱 和哲	弁護士
藤原 郁子	社会保険労務士
山下 大	税理士
吉井 寛	司法書士
吉岡 奈美	税理士、社会保険労務士
渡辺 善雄	税理士、社会保険労務士

(注) 五十音順、敬称略

[計 20 名]

地方年金記録訂正審議会規則（抜粋版）

（平成 27 年厚生労働省令第 83 号）－抄－

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。